

## ○石川県警察の保護取扱いに関する訓令の留意事項等について（通達）

令和6年2月22日  
生企甲達第31号  
石川県警察本部長から部課署長あて

- 対号1 平成28年12月1日付け生企甲達第136号「保護取扱規程の留意事項及び保護室の運用について（通達）」  
対号2 令和4年12月19日付け生企甲達第135号「被保護者に使用する保護具の使用基準及び留意事項等について（通達）」

保護の取扱いについては、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）のほか、関係法令に基づき運用され、その細部事項は、保護取扱規程（昭和36年石川県警察本部訓令第11号）により定められているところである。

この度、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連事案業務等システムにより被保護者等情報管理業務の運用開始に伴い、保護取扱規程を全部改正し、石川県警察の保護取扱いに関する訓令（令和6年石川県警察本部訓令第3号）（以下「訓令」という。）を定めたものであるが、その留意事項等については、下記のとおりであるので誤りのないようになされたい。

なお、本通達は、令和6年3月1日から運用開始し、対号1及び対号2は令和6年2月29日をもって廃止する。

### 記

#### 第1 訓令制定の趣旨

訓令は、警職法及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）に基づく保護、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託によって行う児童の一時保護、少年法第13条2項の規定に基づく同行状の執行等一連の保護措置（以下「保護等」という。）を適正に行うため、保護等の取扱方法、保護室の運用等に関する細部事項について規定したものである。

#### 第2 教養の徹底

保護等が適正に行われるかどうかは、個々の警察官が具体的な事案に直面した場合の判断及びその場における取扱いのいかんによって左右されるので、警察署長（以下「署長」という。）、保護主任者（警察署の保護を主管する課長及び当直時間帯においては当直主任又は署長の指定した者をいう。）は、関係法令、訓令等の内容を全警察官に周知するとともに、具体的な取扱要領を体得させるよう指導・教養を徹底すること。

#### 第3 訓令の各条ごとの留意事項

訓令の各条ごとの留意事項は、次のとおりとするので運用に誤りのないようすること。

##### 1 保護についての心構え（訓令第2条）

保護の判断は、対象の人権に直接関わる問題であるので、的確に行うものとし、保護を要すると判断した場合には、対象の生命、身体等の保護に誠意をもって当た

ること。

## 2 保護の着手（訓令第4条）

「取りあえず必要な措置」とは、通常地域警察官によって行われることが多いが、取りあえず交番・駐在所に運ぶなどの応急措置、現場の関係者から家族等の住居を聴取して引き渡すなどの現場及びこれに直結して行われる必要な措置をいうのであって、これらの措置のみによって処理解決できた場合を除き、保護したものについては、全て保護主任者に報告し、その指揮を受けて処理しなければならない。

## 3 保護の場所等（訓令第5条）

- (1) 駅舎、民家等訓令第5条第1項各号に掲げる場所以外で保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、その場所で保護することができる。
- (2) 病人、負傷者、泥酔者等で異常があると認められる者を保護する場合には、必要により医師の診断、治療を求める等の措置を執るよう配慮すること。

## 4 住所等の確認措置（訓令第6条）

- (1) 住所等の確認措置は、特に必要がある場合のほか、訓令第9条による危険物等の保管の際に行うよう配慮すること。
- (2) 「所持品等について、その氏名及び住所又は居所を確認する措置を執る」とは、所持する鞆、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券、携帯電話等によって住所等を認知することであり、これらの措置は、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意思のない場合はもちろん、これらの措置を拒む場合においては、とることができない。

なお、被保護者が女性であるときは、取扱う警察官や立会人も女性とするよう配慮すること。

## 5 危険物の保管（訓令第9条）

- (1) 危険物の保管に当たっては、一般的には相手方を説得して、できるだけ任意に提出させるものとし、正常な判断能力を欠いているなどやむを得ないと認められるときは、被保護者について危険物を所持しているかどうかを確かめ、所持しているときは保管することができるものとする。この場合においても、衣服の上から触るなどの方法によって確かめるようにし、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も、事故防止のためやむを得ないと認められる危険物に限ることに配慮すること。
- (2) 「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」とは、ポケットに無造作に入れてあるなどの状態で所持している現金等をいい、これらを保管する場合の「同項の規定に準じて」とは、警職法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行うことをいい、これらはいずれも危険物の保管の際に同時に行うものである。

なお、立会人については、前記4(2)と同様の配慮をすること。

- (3) 保管した危険物、貴重品等を返還又は引き継ぐときは、受領者に対し、保護カードの所定の欄への署名を求めること。

なお、署名を拒否される、署名を求め忘れる等の理由で、保護カードに受領者の署名がない場合は、その旨を備考欄に記載すること。

## 6 保護室における危害防止の特別措置（訓令第10条）

警職法第3条第1項第1号に掲げる被保護者であつて、自傷他害のおそれがあり、同人が観護に当たっている警察官の指示に従わず保護室から退去するおそれがある等の場合でない限り、掛けがね等の使用は避けること。

#### 7 関係機関への引継ぎ（訓令第13条）

署長は、身元が明らかでない者を保護し、保護実施機関へ引き継ぐ場合は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則13号）第6条に基づく行方不明者届の確認を確実に行うこと。

なお、引継ぎ後も、行方不明者届と保護に係る日時が相前後し得ることに配慮し、関係機関と連携を図り、確認するよう努めること。

#### 8 保護室に関する特例措置（訓令第16条）

「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、既に保護している者と同室させることが不相当と認められる者を保護する場合や病人、迷い人等で保護室の雰囲気になじまない者を保護する場合等をいうのであつて、これらの場合には、相談室、少年補導室等で保護することも差し支えない。

#### 9 保護カード（訓令第17条）

保護主任者は、保護等の状況について、保護カード（別記様式1）に所要の事項を記載しておかなければならない。

#### 10 通報等（訓令第18条から第20条）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定による県知事への通報、酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報、警職法第3条第3項の規定による簡易裁判所の裁判官に対する許可状の請求、同法第3条第5項及び酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知については、別記様式2から別記様式5により行うこと。

#### 11 被保護者と犯罪の捜査等（訓令第22条）

被保護者と被疑者の取扱いを明確に区分し、保護に名をかりて犯罪の捜査をすることのないよう、被保護者が犯罪者等であることが判明するに至った場合にも、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠保全上、真にやむを得ない場合のほか、被保護者について取調べ等をしてはならない。

被保護者に対して捜査の必要があるときは、原則として、保護を解除した後に行うこと。

#### 12 児童の一時保護等（訓令第23条）

(1) 一時保護した児童、緊急同行した少年等については、その運用の実際及びこれらの者のうちには、その性格、年齢等からみて保護室の雰囲気になじまない者もあるので、少年補導室、相談室等において保護するよう配慮すること。

(2) 前記(1)を除き、訓令第23条に規定する者については、同行状、収容状等の執行中に一時的に保護室に収容するものであるから、逃走しないよう掛けがね等の設備を使用することも差し支えない。

### 第4 保護室の運用

#### 1 保護室の定義

保護の場所については、訓令第5条に被保護者の態様ごとに定められているが、同条で規定する「保護室」とは、訓令第15条で定めるとおり、留置施設と別個に設けられた設備をいう。

## 2 観護勤務要領の策定及び保護日誌の作成

署長は、被保護者を保護室で保護する際の観護勤務について、署情に応じた勤務要領を定め警察本部長に報告すること。

また、観護勤務員は、保護室を使用した際は、保護室内での保護の状況を明らかにするため、その結果を保護日誌（別記様式6）に記載すること。

## 3 保護室収容時の措置

### (1) 保護主任者の立会い

被保護者を保護室に収容するときは、保護主任者（その職務代行者も含む。以下同じ。）が立会いの上で行うこと。

### (2) 傷病等の調査

保護主任者は、被保護者を保護室に収容するときは、意識や外傷の有無、顔色、瞳孔、脈拍、体温の状況等を綿密に調査し、その結果を被保護者傷病等調査表（別記様式7）に記載すること。

調査の結果、被保護者に異常又は不審点があるときは、直ちに署長の指揮を受けて、医師の診断を受けさせるなど必要な措置を講ずること。

### (3) 所持品の保管

被保護者の所持品を保管するときは、保護カードにその内容を記載し、施錠設備のある保管庫、ロッカー等に保管すること。

### (4) 観護勤務員の指定

保護主任者は、観護勤務員1人以上を指定して保護に当たらせること。

## 4 観護勤務等

観護勤務等は、次により運用すること。

### (1) 勤務要領

観護勤務は、昼夜とも1人以上の観護勤務員が、常時保護室内を見渡せる場所に位置して行うこと。

### (2) 動静監視の徹底

観護勤務員は、被保護者の動静監視を徹底し、その確認状況を保護日誌に記載すること。

### (3) 勤務交替時の引継ぎ

観護勤務員の交替時は、被保護者の保護上の注意事項等を確実に引き継ぐこと。

### (4) 観護勤務員の注意事項

観護勤務員は、特に次の事項に注意し、事故防止に努めること。

ア 職務上必要のある場合を除き、被保護者とみだりに対話しないこと。

イ 保護室には、不必要な物品を持ち込ませないこと。

ウ 被保護者を就寝させるときは、頭部を保護室前面に位置させ、頭部を寝具で覆わせないこと。

エ 被保護者の健康状態について常に注意を払うこと。

オ 泥酔者が覚醒するなどにより、保護を解除してもよいと認められるときは、直ちに保護主任者に報告すること。

カ 部外者は保護室に立ち入らせないこと。

### (5) 非常時の措置

観護勤務員は、被保護者が極度に興奮し、若しくは苦悶し、又は自殺を図るな

どの異常な状態にあることを発見したときは、直ちに保護主任者の指揮を受け、救急車による搬送、観護勤務員を増強する等の必要な措置を執ること。ただし、緊急の場合で保護主任者の指揮を受けるいとまのないときは、必要な措置を講じた後、保護主任者に報告すること。

#### (6) 巡視

署長、副署長、生活安全刑事官、保護主任者等の幹部は、随時保護室を巡視し、観護勤務員の勤務状況を指揮監督するとともに、被保護者の異常の有無を確認し、自殺等の事故防止に努めること。執務時間外にあっては、当直勤務員が同様に随時保護室を巡視し、事故防止に努めること。

巡視を行った幹部、当直勤務員は、保護日誌の巡視欄に署名又は押印し、事故防止その他について指示、注意したときは、保護日誌の幹部指示事項欄や特記事項欄にその旨を記載し、適正な保護取扱いの徹底を図ること。

#### (7) 寝具の貸与

被保護者には、気温、気候、被保護者の健康状態を勘案し、必要に応じ寝具を貸与すること。

#### (8) 被保護者の出し入れの指揮

被保護者の保護の解除、事情聴取等のため、被保護者を保護室から出し入れするときは、保護主任者の指揮を受けること。

#### (9) 施設の管理と定期点検等

ア 保護主任者は、署長の指揮を受けて保護室の維持管理に当たり、毎月1回以上保護室の出入口、扉、窓等の施錠など施設の異常の有無を点検すること。

イ 保護室内は、清掃を徹底するとともに、被保護者に貸与する寝具は、定期的に洗濯、消毒するなど、保健衛生に配慮すること。

ウ 保護室の出入扉は、被保護者を収容しないときは閉めておくこと。

### 5 保護室の鍵の保管

保護室に鍵がある場合、当該鍵は、執務時間中は保護主任者、当直時は当直主任が保管すること。

## 第5 戒具の使用

### 1 使用に当たっての心構え

戒具の使用については、訓令第8条に定められている。

同条にいう「行動を抑止するための手段」とは、通常は、保護の着手、同行等の際し、本人の暴れを制圧するために、被保護者の腕、肩等を押さえるなどの手段をいうが、場合によっては、手錠、保護具等の戒具を使うことがやむを得ない場合もある。これらの手段は、危害を防止して、適切にその者を保護するためにやむを得ず行われるものであるが、直接身体について行動を制限することとなる。

手錠等の戒具は、一般的には被疑者に使用するものと認識されているので、その使用は真にやむを得ない場合に限ることとし、使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないよう配慮すること。

### 2 戒具の種類

戒具とは、手錠、腕用ベルト、足用ベルト等の被保護者の行動を抑止するための用具をいう。

### 3 使用要領

- (1) 戒具を使用する際は、保護主任者の指揮を受けて行うこと。
- (2) 保護主任者は、被保護者の年齢、性別、体格、性質、健康状態等から、戒具使用の必要性を総合的に判断し、真に必要な場合に限り使用することとし、自らその使用状況について目視により確認すること。
- (3) 戒具の使用は可能な限り短時間とし、被保護者の動静、容態を注視し、使用の必要性がなくなつたと認められる時点で、使用を終了すること。
- (4) 手錠、腕用ベルト等は、いわゆる後ろ手錠の方法で使用しないこと。

#### 4 報告

戒具を使用した際は、保護カードの備考欄に記載するとともに戒具使用報告書（別記様式8）により警察本部長に報告すること。

#### 第6 特異事案等の報告

保護業務に関し、次の特異事案が発生したときは、保護業務に関する特異事案の速報書（別記様式9）により警察本部長に速報すること。

- 1 被保護者が死亡した事案（自殺については未遂を含む。）
- 2 被保護者が負傷した事案
- 3 被保護者が逃走した事案
- 4 保護業務に関して職員が殉職し、又は負傷した事案
- 5 保護取扱い時における逮捕事案
- 6 保護取扱い時に警察施設又は車両が損壊した事案
- 7 被保護者が合衆国軍隊の構成員及びその家族の保護事案
- 8 その他、社会的反響が見込まれる事案

#### 第7 その他

別記様式として定めた文書の保存期間は別に定める。

## 保 護 カ ー ド

(***** *****)		取扱担当者	所属	階級	氏名
被 保 護 者	本（国）籍				
	住 居				
	職 業				
	氏名(フリガナ)				
	生年月日	昭和 年 月 日（ 歳）	性別		
	電 話 番 号				
	人相、着衣、 特徴等				認知症の疑い
保護の根拠 及び種別	<input type="checkbox"/> 警職法第3条1項1号（ <input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者） <input type="checkbox"/> 警職法第3条1項2号（迷い子、病人、負傷者等） <input type="checkbox"/> 酩酊者規制法第3条1項（酩酊者） <input type="checkbox"/> （ ）				
発見日時	令和 年 月 日 時 分				
発見場所					
発見の端緒					
発見時の状況 及び保護を必要 と認めた理由					
保護期間	開始	令和 年 月 日 時 分			
	解除	令和 年 月 日 時 分（合計 時間 分）			
保護の場所	（ ）				
保護室利用期間	令和 年 月 日 時 分～令和 年 月 日 時 分（合計 時間 分）				

保管金品		<input type="checkbox"/> 有（別紙のとおり） <input type="checkbox"/> 無			
引渡・引継・解除	引渡（継）先	<input type="checkbox"/> 家族・知人等 <input type="checkbox"/> 公衆衛生・公共福祉機関 <input type="checkbox"/> 公の機関 <input type="checkbox"/> 単独解除			
	※ 住居及び氏名 又は機関名及び 取扱責任者	電話番号			
保護の延長	やむを得ない事情				
	延長期間	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分			
	許可状発付裁判官	簡易裁判所裁判官			
診療		日 時	傷病名	措 置	備 考
		月 日 時 分			
		月 日 時 分			
給食	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	朝				
	昼				
	夜				
身体、被服等の異常・損傷の状況					
特異動静					
簡易裁判所通知		年 月 日	簡易裁判所		
通 報	精神保健福祉法23条	令和 年 月 日 時 分	保健所長		
	酌酩者規制法7条	年 月 日	保健所長		
備考					

- (注) 1 人相、着衣、特徴等欄は、被保護者の住居、氏名等が判明していない場合は詳細に記載すること。  
2 特異動静欄は、戒具の使用、解除時の特異言動等があれば記載すること。  
3 その他に記載が必要な事項については、備考欄に記載すること。



別記様式 2

第 号  
年 月 日

石川県知事 殿

警察署長

精神障害者等発見通報書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条の規定により、以下のとおり通報する。

対象者	住 所				
	職 業 氏 名 生年月日			性別 日生 ( 歳)	
発見日時		年	月	日	時 分
発見場所					
発見時の状況及び精神障害のために自傷又は他害のおそれがあると認めた理由					
その他参考事項					
		担当者	所属 氏名		連絡先

別記様式 3

第 号  
年 月 日

石川県知事 殿

警察署長

アルコール慢性中毒者等保護通報書

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条の規定により、以下のとおり通報する。

被保護者	住 所				
	職 業 氏 名 生年月日	性別 年 月 日生 ( 歳)			
発見日時		年 月 日 時 分			
発見場所					
保護の期間		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分			
アルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者と認められた理由					
その他参考事項					
		担当者	所属 氏名	連絡先	

別記様式4

<p>保 護 期 間 延 長 許 可 状 請 求 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>簡易裁判所裁判官 殿</p> <p style="text-align: center;">警察署</p> <p style="text-align: center;">階級 氏名</p> <p>下記の被保護者に対する保護期間延長許可状の発付を請求する。</p>					
被 保 護 者	住 居				
	職 業				
	氏 名				
	生年月日等	年 月 日生 ( 歳 ) ( )			
保 護 の 場 所					
保護開始年月日		年 月 日 時 分			
延長を求める期間		年 月 日 時 分から			
		年 月 日 時 分まで			
請 求 の 理 由					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">担当者</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">所属 氏名</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">連絡先</td> </tr> </table>	担当者	所属 氏名	連絡先
担当者	所属 氏名	連絡先			

(注) 被保護者の氏名が不詳の場合は、人相、特徴、推定年齢等を記載すること。





## 保 護 日 誌

観護勤務員の 階級・氏名					
幹部指示事項					
被保護者の氏名					
保護開始時間	年 月 日 ( )	時 分			
保護解除時間	年 月 日 ( )	時 分			
勤務表及び幹部巡視表					
勤務時間	観護勤務員	巡視者	勤務時間	観護勤務員	巡視者
9～10			21～22		
10～11			22～23		
11～12			23～0		
12～13			0～1		
13～14			1～2		
14～15			2～3		
15～16			3～4		
16～17			4～5		
17～18			5～6		
18～19			6～7		
19～20			7～8		
20～21			8～9		
特 記 事 項	(動静確認は別紙のとおり)				

※ 本様式は、保護室を使用した際に作成すること



## 被保護者傷病等調査表

【被保護者氏名： \_\_\_\_\_】

調査項目	チェックポイント	異常の有無	
		有	無
意識	意識に異常はないか。 意識がない場合、呼び掛け、つねる等した場合の反応を確認すること。	有	無
外傷	出血はないか。擦過、打撲痕はないか。傷みを訴えていないか。	有	無
顔色	赤すぎる、青白すぎる、紫色すぎる等のことはないか。	有	無
瞳孔	反射反応に異常はないか。散大・縮小・左右不同・偏視等になっていないか。	有	無
呼吸	強弱、速度はどうか。不規則でないか。重苦しいびきや、口から泡を吹いていないか。	有	無
脈拍	早すぎる、遅すぎることはないか（成人は通常60～100回/分）。	有	無
体温	熱すぎる、冷たすぎることはないか。大量の発汗はないか。	有	無
特記事項			
受診結果 (医師所見)			
調査日時			
調査者	階級	氏名	

※ 異常、不審点があるときは、回復体位にして医師の診断を受けさせること



保護業務に関する特異事案の速報書

警察署

事 案 名	1 被保護者の死亡事案 (自殺未遂事案) 2 被保護者の負傷事案 3 被保護者の逃走事案 4 職員の殉職・負傷事案	5 逮捕事案 6 警察車両・施設の損壊事案 7 合衆国軍隊者の関係事案 8 その他社会的反響が見込まれる事案
発 生 日 時		
発 生 場 所		
被 保 護 者	本 籍 住 所 職 業 氏 名 生年月日	
保護の根拠・種別		
保 護 の 期 間		
保 護 の 場 所		
事 案 の 概 要		
参 考 事 項		
報 告 担 当 者		

※ 事案に応じ、行を拡張し、略図・写真等を添付すること